

第 1 3 1 回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録			
開催日時	令和 7 年 1 0 月 7 日（火曜日） 9 時 3 0 分～ 1 1 時 0 0 分		
開催場所	奈良市役所 中央棟地階 第 B1 会議室		
出席者	委 員	伊藤忠通委員 大窪健之委員 鍵田美智子委員 片岡博美委員 木下修平委員 倉橋みどり委員 小山新造委員 下村由加里委員 巽一孝委員 辻中佳奈子委員 都築由美委員 中山徹委員 本中眞委員 八尾俊宏委員 山本直子委員 山本善徳委員	
	事務局	真銅正宣副市長 下谷孝史都市整備部長 藤原健嗣都市整備部次長 徳岡健治都市整備部参事兼都市計画課長 三山和宏開発指導課長 丸谷和弘建築指導課長 栗山稔観光経済部長 笹本祐農政課長 山田精二農業委員会事務局長	
開催形態	公開（傍聴人一般 0 人 報道関係者 0 人）	担当課	都市整備部 都市計画課
議 題 等	(議案) 1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更（案）について（市決定） 2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について（意見聴取） 3 奈良市景観計画及び屋外広告物規制の改正（案） 【県道木津横田線（南部区間）の規制変更】について（意見聴取）		
決定又は 取り纏め 事項	(議案) 1 議案は原案どおり可決された。 2 議案について意見聴取を行った。 3 議案について意見聴取を行った。		
議事の概要及び議題等に対する主な意見等			
(議案) 1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更（案）について（市決定） (事務局より、奈良市の生産緑地地区指定面積を 82.51h a から 80.27h a とし、 地区数を 500 箇所から 490 箇所とする生産緑地地区の変更（案）について説明を行い、 審議された。) ⇒採決の結果、原案通り可決された。			
大窪委員 ・生産緑地の元々の趣旨が、農地等を計画的に保全するというのが大きな目的になっており、良好な生活環境の確保や災害の防止等というところが考えられて指定を受けている。ただ、農業従事者が亡くなってしまふなど、やむをえない事情がある場合は解除をしているのだと思う。しかし、気になるのが道連れ解除の案件である。この道連れ解除で、本来は失われなくてもよかったはずのものが解除されていくことを懸念している。			

このような形で生産緑地がどんどん減っていってしまうと、良好な生活環境の確保や災害の防止に関して、問題がこれから必ず出てくると思う。インセンティブなど、何か道連れ解除が起こらないような工夫を考えていただきたい。
(今回の案件につきましては、所有者の方も解除して欲しいということだったので、解除させていただいている。これについてはこれから研究していきたいと考えている旨を回答。)

伊藤会長

- ・面積要件の緩和について、面積要件が 500 m²のところを 300 m²に緩和をしている自治体があるというような話があったが、奈良市はどうお考えか。
(面積要件の緩和について、法改正後も 500 m²を原則としているので、奈良市としてもまだ 500 m²のまま維持していくことを考えている旨を回答。)

2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）

生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について（意見聴取）

(事務局より、申出基準日が令和 7 年 1 0 月 2 0 日の、奈良市が生産緑地地区における特定生産緑地の指定面積を 0.07 h a とし、地区数を 1 箇所とする生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について説明を行った。また、令和 7 年 1 0 月 2 0 日の申出基準日までに新たに発生し得る特定生産緑地の指定等にかかる事務対応について協議した。)

大窪委員

- ・特定生産緑地に指定をすることは生産緑地を保全していくうえで大変望ましいことである。案件は 1 件で 700 m²程かもしれないが、積み重ねが非常に重要である。
- ・特定生産緑地の指定状況の時系列による推移が分かるような資料があると、全国的な傾向と奈良市の傾向が比較しやすいのではないか。
(時系列の資料は今手持ちにはないが、奈良市の全体の指定の面積の割合については、生産緑地 75ha あるうち 67ha、およそ 89%が特定生産緑地に指定されている旨を回答。)
- ・現在、奈良県の方で世界遺産に登録を目指している飛鳥藤原京の件も、どうやって保存していくのかというのは課題になっている。今回のように生産緑地として残して、制度的にそれが張り付いていれば過度に開発される心配がないので、保全していく準備があるというアピールになる。やはり、自然環境と史跡、さらにはその災害、安全という非常に大事なキーを握っている制度でもあるので、それを支えている市民の皆さんに何らかの応援ができると、奈良市らしい施策に繋がり、評価も大きく高まるのではないかとと思う。

山本直子委員

- ・地図を見ると、町の中に生産緑地が点在している。生産緑地は減ることはあっても増えることがないというのは大きな課題だと思う。住宅地の中に生産緑地があり、肩身の狭い思いをして農業を続けているのが見えてくるように思う。都市農業、生産緑地をどう守っていくのか、特定生産緑地に指定したところについて、営農を続けていける支援な

ど、都市農業を守っていくという課題について、農業委員会とも一緒に取り組んでいきたい。

(本市では主に東部地域において農業が盛んであるが、市街地から距離があるため、市街地住民の方が日頃から農地に触れる機会が非常に少ないという状況にある。都市農地があることで、市街地住民の方が身近に農業に触れることができるので、農地の理解促進につながると思う。令和6年度から生産緑地における市民農園の開設をすることについて補助金を創設している。農地所有者の方が自ら耕作ができない状況でも、市民農園を開設することで農地の保全を図ることができる。市民農園の開設を生産緑地所有者等に促していくことで、都市農地の減少に歯止めをかけていく取り組みを進めている旨を回答。)

- ・奈良市の中には文化財や古いお寺、神社仏閣がたくさんあり、その周りに生産緑地が多くあったように思う。やはり農地と文化財の景観は、奈良市の文化観光都市としてのすごく重要な課題だと思っている。観光の面からも景観の面からも、それから都市農業を守っていくということを奈良市に努力をしていただきたい。

3 奈良市景観計画及び屋外広告物規制の改正（案）

【県道木津横田線（南部区間）の規制変更】について（意見聴取）

(事務局より、奈良市景観計画及び屋外広告物規制の改正（案）【県道木津横田線（南部区間）の規制変更】について説明を行った。)

大窪委員

- ・奈良を将来的に周遊するルートになり、何よりも南側からのゲートウェイになるということで景観の面で規制を強化して、来訪者の方々に素晴らしいところへ来たということを印象づけるという意味で、大変すばらしい取り組みだと思っている。特に大安寺の東側ということもあって、歴史性の側面から見ても非常に重要なポイントになっている。南側が大和郡山市であるということもあり、どうしてもここでルールとしては一旦切れてしまっている。実際の市境というのは、空間を認識する過程では気がつかないわけなので、そこで急におかしな計画が始まってしまうと大和郡山市と奈良市にとっても良いことにならないだろうと思う。計画を固めていくことと並行して、奈良県の方にも調整や要望を届けておくことが重要である。

(大和郡山市は景観行政団体ではないが、広域沿道なので、奈良県の方から大和郡山市には景観計画を策定して、同じような形で基準を設けていくように働きかけはしていただいているが、まだ大和郡山市からはその回答は得られてない旨を回答。)

本中委員

- ・以前からこの国道24号沿いの広告物の非常にアナーキーな状態、様々な道路の課題というのは私も感じているところであったので、今回第一歩を進められるということについて非常に喜んでいる。これは計画決定なので、この後事業決定を進めていくのだと思うが、区間が長いので、何段階かの事業の推進を想定されていると思

う。それは都市計画課の方のmatterではなく、事業担当課の方になるのかもしれないが、今のところ想定しているフェーズと事業の実施のタイムフレームみたいなものの見通しを教えてください。

(道路整備については、県道の都市計画道路になるので、市の方では関与ができていない。スケジュールについても把握ができていない状況である旨を回答。)

- ・ 周りを周遊する形で道路が計画されていて、JR の新駅とも絡んだ道路計画になっていると思うが、その真ん中には史跡大安寺旧境内がある。今回のこの道路計画でも、そのアクセスポイントというのが確保されていて、東側から史跡に入っていくためのポイントが設定されている。それはある意味そこで情報提供が行われたり、或いは、何らかの広場整備みたいなものがあるのかもしれないが、今回の計画決定はゾーンだけの設定で、今後その整備内容について、よく検討して進めていただきたい。情報提供とそれから広場整備みたいなものが考えられないのかどうなのか。史跡に入っていくためのスムーズなアクセスのあり方を考えていただきたい。

(歴史の道結節ゾーンというところから西に行くと大安寺の史跡に向かっていく道であるが、この道の東側については、奈良市の方で道路整備を考えているところである旨を回答。)

- ・ 資料の中で景観区域と書いているが、これは景観計画区域のことか。それとも奈良市では景観区域と言い換えているのか。

(資料の中で景観区域と記載があるが、景観法に基づく景観計画区域が正式な名称となる旨を回答。)

鍵田委員

- ・ 住民理解がどう受けとめられるのか。今後、ここの規制に関わる対象とされる方々にどう理解を求めていくのか。ここのところが大変難しいと思う。先ほどもアナーキーというような表現があったが、長年現状のままでこれまで来たという市側の責任もあったと思う。その中で、規制強化に伴う地権者や広告事業者の負担、この辺をどう軽減していくつもりか。設置制限や撤去命令等を強化していくような方向性の中で、今後運用していくのであれば、その辺の支援制度はどうお考えか。こういった規制というもののルールを設けるだけでなく、この規制の運用方法、違反の把握であったり、定期点検であったり住民通報制度。こういった運用制度も併せて今後議論していく必要があると思うが、この辺はどのようにお考えか。

(市民の皆様にご広報というところで、まず、令和7年6月5日から7月4日にかけてパブリックコメント、市民だより等で周知させていただいた。今後そういう機会があれば何か周知を図っていきたいと思っている。業者の皆様に関しては、経過措置という時間を設け、広告に関しては10年間の経過措置を与えさせていただき、その間に努力をしていただけたらと思っている。違反等の考え方について、どのようにしていけばそういう件数が減っていくのか研究させていただいて、今後の課題にさせていただければと思っている旨を回答。)

山本直子委員

- ・24号線沿道は準工業地域で、生コン工場が神殿町に稼動した。これはパブリックコメントにも指摘をされている。パブリックコメントにもあるように、住宅地のすぐそばに生コン工場が建設可能なこの用途地域のあり方も今後見直されるべきだと思う。このような市街地に生コン工場があるというのは大変珍しいケースで、1度これが建設されてしまったら、ほとんど動かせない状況にあると思う。やはり、今回のこの計画を進めていくにあたり、景観もちろん大事だが、まちづくりの規制の見直しも進めていただきたい。J R新駅の京奈和自動車道のならインターができることで、これらの接続する木津横田線が奈良市の観光の南側からの導入路、周遊路となることから、今回の景観や構造物の改正がされるというのは理解できる。沿道の電柱、歩道、それから植樹、こういうものなどと一緒に広告物のデザインの統一性を具体的にどのように進めていくのかが課題だと思う。構造物があるものに関しては先ほども10年の経過措置というのがあったが、時間のかかることだと思う。それから無電線化していくことも大変時間のかかることだと思う。民間の店舗の野外広告物などの広告等の既存のものの規制を具体的にどのように進めていくのかをもう少しご説明いただきたい。

(用途地域については、今すぐに取り組むことは難しいと考えている旨回答。)

- ・現在ある広告物を改正案に合わせて作り変えていくというのはなかなか進まないと思う。リニューアルなどそういうタイミングに合わせて、基準に合わせたものに変えていくということになると思うが、電柱や歩道、それから公共物の進め方で、これは奈良県と奈良市が連携をしてやることだと思う。もう1つは民間の部分の進め方。この両方があると思うが、その点についてはどのように進めていくのかを伺いたい。

(公共の道路について、奈良県の管理管轄の部分であるので、申し入れはできたとしても奈良県がどういう形で考えられるのかまだ不透明なところである。民間の規制について、広告物を撤去して、新たに变える場合の補助金制度などが考えられる。しかし、令和4年に大規模な景観計画の改正をしたときには、補助金を出していないので、この問題についてはこれからまた研究していかなければならないと思っている旨を回答。)

- ・改正ですぐにできることは沿道ののぼり旗の規制ぐらいと思う。沿道ののぼり旗も規制の対象としていくのかどうかお伺いしたい。

(のぼり旗については、この中で今後規制をかけていく。この路線はのぼりを高さ2m、間隔を5m以上と規制をかけていくので、乱立することはないと考えている旨を回答。)

- ・コンセプトに奈良への来訪感を感じられる景観の形成というものがあるが、この来訪感というものがイメージできない。例えば、24号線の八条の高架部分に奈良県の構造物があるが、奈良市の出入口のところに5本か6本ほど、奈良へようこそ、というような立て看板が立っているが、そのようなものをイメージすれば良いのか。

これは奈良県が考えることかもしれないが、イメージがわからないので、来訪感とは具体的にどのようなものかお伺いしたい。 (来訪感について、道路景観というところで、コーポレートカラーが逆転しているような、例えば地色が青で、文字が白、それが逆転して地色が白で文字を青くしたりというところが奈良市の特有の景観になっていると思う。奈良市に入ってきたら、そのようなものが見れるというところが来訪感ではないかと捉えている旨を回答。) ・草が伸び放題になっている、そういうモニュメントというのも奈良の来訪感には見苦しいと思う。資料の中に緑地、緑化と書かれているが、景観の中において、この沿道の樹木の手入れなど様々なことが必要だと思うが、そういうものについても奈良市が関係していけるのかどうかお伺いしたい。 (なかなか立ち入ることができないので、このような意見があったことを奈良県に申し入れる旨を回答。)	
資 料	・ 次第 ・ 座席表 ・ 委員名簿 ・ 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更（案）について（市決定） ・ 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（意見聴取） ・ 奈良市景観計画及び屋外広告物規制の改正（案） 【県道木津横田線（南部区間）の規制変更】について（意見聴取）